



2019年2月8日

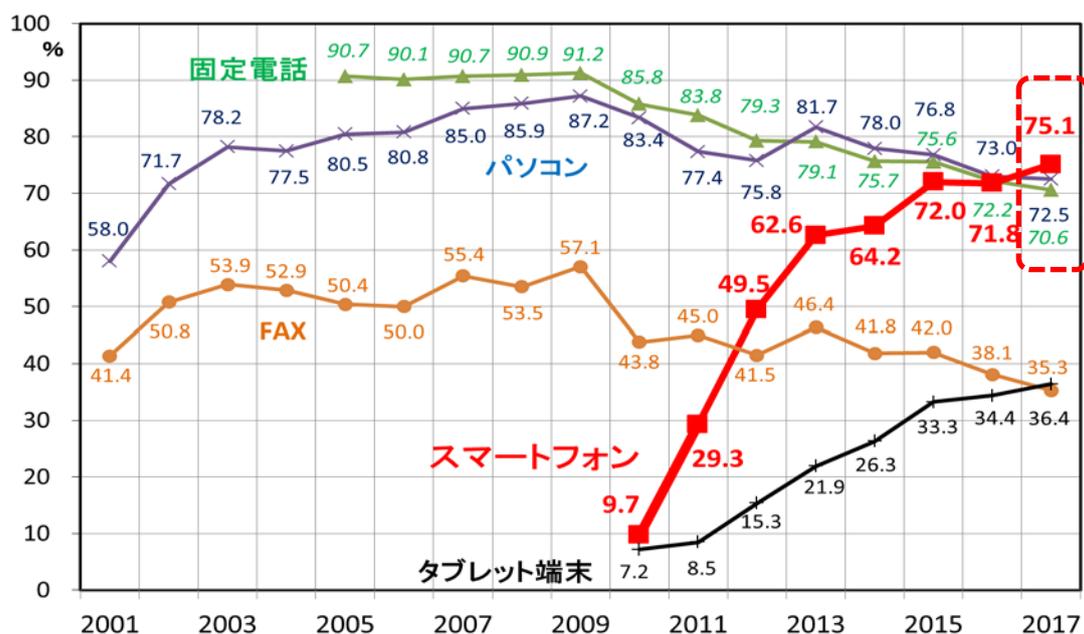
## スマートフォンの普及とともに過熱するモバイル(QRコード)決済市場

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 主任研究員 志波和幸

デジタルイノベーション<sup>1</sup>の加速とともに、スマートフォンは電話・チャットなどのコミュニケーション機能から、各保有者がより利便性が高くタイムリーなサービスを楽しむためのツールとして世界中で利用されつつある。そして、その潮流はわが国も例外ではない。

総務省の「通信利用動向調査」によると、2017年のスマートフォンの世帯保有率は75.1%と調査開始以来最も高い数値となったうえ、初めてパソコン（同72.5%）と固定電話（同70.6%）のそれを上回った。また年齢別にみると、20代から40代の保有率が90%台とほぼ浸透が完了したのに対し、60代以降のそれはまだ70%台以下であり、スマートフォンの普及余地がまだ残されていることが分かる。

図表1：情報通信端末の世帯保有率の推移



(出典：平成29年通信利用動向調査（総務省）)

<sup>1</sup> デジタル技術やデジタル化された情報を活用することで、企業がビジネスや業務を変革し、これまで実現できなかった新たな価値を創出すること。

図表 2：年代別のスマートフォン保有率の推移（％）

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
全体	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1
20～29歳	51.4	79.7	89.8	94.5	98.4	99.4	97.1
30～39歳	41.3	72.7	84.9	92.4	94.2	96.2	97.4
40～49歳	34.9	63.4	78.1	83.8	88.8	90.7	94.1
50～59歳	38.2	58.5	73.2	75.0	83.9	86.5	88.3
60～64歳	22.3	39.4	56.0	56.0	71.6	70.8	77.9
65～69歳	14.7	25.3	41.4	37.8	55.3	57.3	62.4
70～79歳	11.0	20.2	30.2	28.0	36.7	38.4	44.9
80歳以上	11.3	19.1	27.5	20.8	31.9	28.6	31.5

普及率が70%以上のコマを黄色に塗っている  
 (出典：平成 29 年通信利用動向調査 (総務省))

スマートフォンが市場を大きく変革させたものの一つに EC (電子商取引) が挙げられる。アプリケーション内で商品・サービスの検索・比較、購入、そして支払いの一連の手続きをワンストップで完結することを可能としたスマートフォンの利便性は、実店舗での購入及び現金決済が主流だった消費者行動を変えつつある。実際、MMD 研究所の「スマートフォン利用者実態調査」では、アンケートの回答対象年齢層が 10 代から 50 代に限定されるが、2015 年にネットショッピングをする際によく利用するデバイスの首位の座がパソコンからスマートフォンに代わったと報告されている。

そのなかで QR コード決済は、電子マネー等に利用されている独自規格の IC チップ (NFC、FeliCa など) がスマートフォン内に搭載されていなくても利用可能であること、店舗側のシステム導入負担が少ないこと、そして他の決済手段と比べ諸手数料が低いことなどの理由から近年注目されている。日本能率協会総合研究所の「国内の QR コード決済市場調査」によると、2019 年度のその決済額は 6,000 億円に達する見込みであるうえ、今後も東京オリンピック・パラリンピックによるインバウンド需要拡大や政府のキャッシュレス推進方針<sup>2</sup>の後押しを受け、2023 年にはその 13 倍以上の 8 兆円規模となると予測されている。

こうしたなか、SNS (Social Network Service) 運営会社、通信会社、金融機関などが参入する形で、相次ぎ QR コード決済会社または決済サービス提供会社 (以下「QR コード運営元」) が設立されている。そして認知度を上げるべく、QR コード決済の可能な店舗数の増加という営業努力に加え、利用者に対する割引率引き上げやキャッシュバックなどのキャンペーンが大々的に行われるなど、自陣営のエコシステムに囲い込もうとする競争が熾烈さを増している。

<sup>2</sup> 2018 年 4 月に経済産業省が発表したキャッシュレス・ビジョンでは、モバイルペイメントを含むキャッシュレス決済比率を 2015 年の 18.4%から 2025 年までに 40%程度に引き上げることを目指し、将来的には世界最高水準の 80%まで引き上げることを目標としている。  
 詳細は <http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf> をご参照。

図表3：主なバーコード／QRコード決済サービス一覧

サービス名	運営元	コード決済サービス開始年月	決済方法				
			クレジットカード等でのカード決済	銀行預金口座からの引き落とし	銀行預金口座からチャージ	コンビニ等で現金をチャージ	ウォレット内ポイント・電子マネーで決済
Origami Pay	Origami	2016年5月	○	○	X	X	X
楽天ペイ	楽天	2016年10月	○	X	X	X	○
Apple Pay	Apple	2016年10月	○	X	X	X	○
PAY ID	PAY	2017年6月	○	X	X	X	X
はまPay	横浜銀行 (銀行Pay OEMシステム)	2017年7月	X	○	X	X	X
pixiv PAY	PIXIV	2017年8月	○	X	X	X	X
paymo	AnyPay	2017年11月	○	X	X	X	X
pring(プリン)	pring	2018年3月	X	X	○	X	X
YOKA! Pay	福岡銀行、熊本銀行、親和銀行 (銀行Pay OEMシステム)	2018年3月	X	○	X	X	X
d払い	NTTドコモ	2018年4月	○	X	X	X	○
LINE Pay	LINE	2018年6月	○	○	X	○	X
Amazon Pay	Amazon	2018年8月	○	X	X	X	X
PayPay	PayPay (SoftBankとYahoo!の合同会社)	2018年10月	○	X	○	X	X
auペイ	KDDI	2019年4月 (予定)	○(予定)	X	X	X	○(予定)
ゆうちょPay	日本郵政G (銀行Pay OEMシステム)	2019年5月 (予定)	X	○(予定)	X	X	X
Bank Pay	三菱UFJFG、三井住友FG、みずほFG	2019年度 (予定)	X	○(予定)	X	X	X

(各種資料より国際通貨研究所作成)

QRコード運営元のビジネスモデル、すなわちQRコードの収益化の生命線は、利用者の消費データを収集・分析し、将来の販売チャネル拡大や、利用者が次に購入しやすい商品の宣伝・広告(それによる広告収入増大及び販売機会損失の抑止)に繋げることである。しかし、そのデータ蓄積・分析に時間を要し明白な効果がみえないにもかかわらず、各社は上述のキャンペーンを先行させており、体力勝負の様相を呈してきた。加えて今後は、「現金(キャッシュ)」での支払い比率が比較的高い高齢者層への啓発に要するコストがQRコード運営元にかさんでくとも予想される<sup>3</sup>。

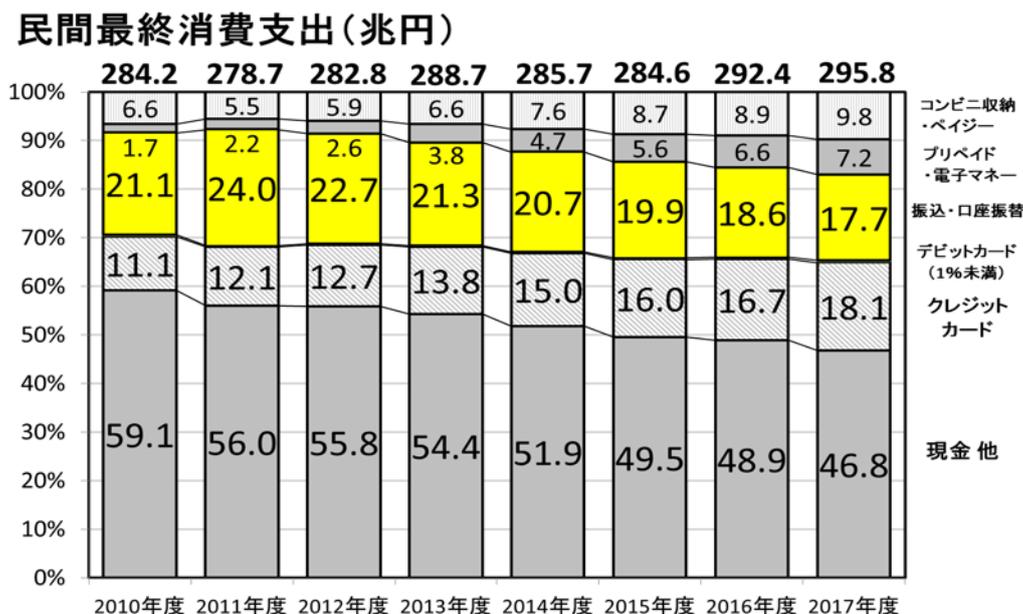
かような状況から、現状のQRコード決済市場はハイプ・サイクル<sup>4</sup>でいう「流行期」にあるが、近いうちに、その可能性や将来性に関する「過度な期待」の急落とともに運営元の淘汰が始まるおそれ大きいと思われる。

<sup>3</sup> 高齢者にとっては、一度に入金可能な金額に上限が設定されているうえ、紛失時に利用を停止できる「電子マネー」のほうがキャッシュレス化のハードルが低いとの意見もある。  
[日本経済新聞\(2019年1月29日\)「電子マネー、高齢者に拡大」](#)(有料記事)をご参照。

<sup>4</sup> 米コンサルティング会社であるガートナー社が考案した、特定の技術の成熟度、採用度、社会への適用度を示す概念図。新技術の進化段階として「黎明期(技術の引き金)」、「流行期(過剰期待の頂)」、「幻滅期(幻滅のくぼ地)」、「回復期(啓蒙の坂)」、「安定期(生産性の台地)」の5段階があると説く。

運営元が撤退した場合、短期的には「今まで確保した各利用者のデータをいかに保護するのか」や、「他の決済方法に円滑に移行することができるのか」などの問題が発生しよう。そして長期的には、利便性が高いと感じていた決済手段が突然利用停止となることにより、利用者が「QRコード決済」に一種の不信感を抱き、その結果市場が縮小するおそれもある<sup>5</sup>。かようなリスクがあることを勘案すると、利用者の混乱を最小限に抑えるべく、官民でバックストップ（安全策）をあらかじめ検討しておく必要があると筆者は考える。

【ご参考】わが国の民間消費支出の決済方法の推移



(出典：クレディセゾン決算資料)

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

<sup>5</sup> 2018年7月に「キャッシュレス推進協議会」が発足。今後の活動例の一つに「QRコード支払い普及への対応（標準化の取組）」を挙げている。